



承認について

(9) 議案第9号 平成30年度富津市地域密着型サービス事業者の公募について

6. 報告

(1) 報告第1号 介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定について

7. その他

富津市生活支援体制整備事業について

事務局職員

高橋市長、島津健康福祉部長、坂本介護福祉課長、大川介護福祉課長補佐、  
篠田介護福祉係長、山田主任主事、飛澤社会福祉主事、真板主事、大田主事

会議開催結果

1 会議の名称	平成29年度第4回富津市介護保険運営協議会
2 開催日時	平成30年2月8日(木) 午後3時00分～午後4時10分
3 開催場所	富津市役所 5階 503会議室
4 審議等事項	<p>議件</p> <p>(1) 議案第1号 第7期富津市介護保険事業計画・富津市高齢者福祉計画(案)について</p> <p>(2) 議案第2号 富津市介護保険条例の一部改正(案)について</p> <p>(3) 議案第3号 富津市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例(案)について</p> <p>(4) 議案第4号 富津市指定介護予防支援の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正(案)について</p> <p>(5) 議案第5号 富津市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正(案)について</p> <p>(6) 議案第6号 富津市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正(案)について</p> <p>(7) 議案第7号 指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定更新について</p> <p>(8) 議案第8号 区域外に所在する指定地域密着型サービス事業所の指定更新の事後承認について</p> <p>(9) 議案第9号 平成30年度富津市地域密着型サービス事業者の公募について</p> <p>報告</p> <p>(1) 議案第1号 介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定について</p>

	<p>その他</p> <p>富津市生活支援体制整備事業について</p>
5 出席者	<p>【委員】 渡辺 務、鹿島 榮、野中 玄一、榎本 栄子、 小林 美奈子、熊切 篤、丸 尚子、井戸 義信、 神子 勇、本山 繁樹、有江 直樹、高本 美樹</p> <p>【市長】 高橋 恭市</p> <p>【事務局】 島津健康福祉部長、坂本介護福祉課長 大川介護福祉課長補佐、篠田介護福祉係長、 山田主任主事、飛澤社会福祉主事、真板主事、大田主事</p>
6 公開又は非公開の別	<p>公開 ・ 一部公開 ・ 非公開</p>
7 非公開の理由	
8 傍聴人数	<p>0人 (定員2人)</p>
9 所管課	<p>健康福祉部 介護福祉課 介護福祉係</p> <p>電話 0439-80-1262</p>
10 会議録(発言の内容)	<p>別紙のとおり</p>

平成29年度第4回富津市介護保険運営協議会会議録

発言者	発言内容
坂本課長	<p>開会（15：00）</p> <p>定刻となりました。本日欠席される旨ご連絡いただいている方を除いてお集まりいただいております。</p> <p>会議を始めます前に、委員の皆様にご挨拶申し上げます。</p> <p>1点目は、議題の訂正についてでございます。</p> <p>先日、資料配布の際にもご連絡させていただきましたとおり、開催通知に記載しました議案第7号については今回の議題から削除してありますのでご了承ください。</p> <p>2点目がコンサルタント会社社員の同席についてでございます。</p> <p>『第7期富津市介護保険事業計画・富津市高齢者福祉計画』の策定に当たりまして、その業務の一部を委託しており、委員の皆様のご意見、考え方をつぶさに計画に反映させるため、同席させていただいておりますので、ご了承ください。</p> <p>それでは、ただ今より、平成29年度第4回富津市介護保険運営協議会をはじめさせていただきます。</p> <p>本日、12名の方に出席いただいております、委員定数15名の過半数を超えておりますので、介護保険運営協議会は成立いたします。</p> <p>なお、議事録作成のため、会議の内容を録音させていただいておりますので、ご了承をいただきたいと思っております。</p> <p>それでは、お手元の会議次第により進めさせていただきます。</p> <p>はじめに、会長あいさつでございます。渡辺会長からごあいさつをお願いします。</p>
渡辺会長	<p>改めましてこんにちは。お忙しい中、第4回介護保険運営協議会にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>ひとつ私事をお話させていただきます。昨年の暮れに、私の母が要介護1と認定されました。会長として関わってはいたのですが、実際に家族がということ改めて考えることがありました。少ない負担で支援を必要とするほ</p>

	<p>とんどの方が利用できるというすばらしい制度だと感じました。</p> <p>一方で課題もあるというのは、みなさんご存じだと思います。介護保険の制度が認知されてなかったり、知らないで利用しなかったり。母を見ていると思うのですが、人は感情があって、尊厳のようなものがあると思います。それを尊重しながら関わっていくのが難しいところだと感じているところでございます。</p> <p>先日、市役所にうかがった際に、坂本課長がおっしゃっていた「介護保険制度を“しんか”させなくてはならない。進化ではなく、深化をさせなくてはならない。」とおっしゃっていたのに共感しました。</p> <p>『本当に必要な方に、暖かい手を差し伸べてみんなで助け合っていく。』      そういう制度をこの運営協議会で少しでも役に立てるような働きができればと願っているところです。市民のために有意義な会議になるように皆様にお願ひしご期待申し上げまして会長の挨拶とさせていただきます。</p> <p>今日もよろしくお願ひいたします。</p>
坂本課長	<p>ありがとうございました。次に市長あいさつでございます。</p>
高橋市長	<p>改めまして皆さんこんにちは。平成29年度第4回介護保険運営協議会の開催にあたりまして一言ご挨拶申し上げます。</p> <p>日頃から、本市の介護福祉行政に対しまして、御理解と御協力を頂いておりますことを、厚く御礼を申し上げます。</p> <p>さて、先月末に平成30年度の介護報酬の改定案が国の社会保障審議会です承され、高齢者が住み慣れた地域で最期まで暮らせるよう、また、介護と医療の連携やリハビリなどによる自立支援を重視した内容で、全体では0.54%の引き上げとなったと伺っております。</p> <p>このような状況を踏まえまして、あらゆる情報を収集し、本市の「第7期介護保険事業計画（案）」を作成いたしました。</p> <p>この事業計画に沿いまして、高齢者が健康長寿で、安心して暮らせる住みよいまちづくりを推進してまいりたいと考えておりますので、引き続き、皆様方のご指導、ご協力のほどをお願い申し上げます。</p>

<p>坂本課長</p>	<p>本日の会議内容につきましては、ただいま申し上げました「第7期富津市介護保険事業計画・富津市高齢者福祉計画（案）について」など、9議案ほかでございます。</p> <p>よろしく御審議を賜りますよう、お願い申し上げまして、会議冒頭の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。</p> <p>この度、委員の交代がありましたので、ご紹介申し上げます。</p> <p>資料の最後のページに富津市介護保険運営協議会名簿を掲載してございます。福祉関係者委員として、ご就任いただいております、小柴貞雄委員が、平成29年12月12日付で、辞職されたことにより、後任として、翌13日から、富津市社会福祉協議会会長の神子勇委員にご就任いただきましたので、ご紹介申し上げます。</p>
<p>神子委員</p>	<p>12月13日から委員に就任させていただきました社会福祉協議会会長の神子でございます。よろしく申し上げます。</p>
<p>坂本課長</p>	<p>続きまして、議事でございます。富津市介護保険条例施行規則第5条の3第1項に「会長が会議の議長となる。」とありますので、議事進行を渡辺会長にお願いしたいと存じます。よろしく申し上げます。</p>
<p>渡辺会長</p>	<p>それでは、議長を務めさせていただきます。</p> <p>まず、私から、本日の会議の議事録署名委員の指名をいたします。</p> <p>本山委員を議事録署名人に指名しますので、よろしく申し上げます。</p> <p>それでは、会議次第に沿って、進めさせていただきます。</p> <p>議案第1号「第7期富津市介護保険事業計画・富津市高齢者福祉計画（案）について」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
<p>山田主任主事</p>	<p>それでは、議案第1号、「第7期富津市介護保険事業計画・富津市高齢者福祉計画（案）について」ご説明申し上げます。</p>

お手元の本計画案でございますが、前回の第3回により承認いただいた素案をパブリックコメントに付し、その結果やその他の修正等を加えたものでございますので、本日の説明は、パブリックコメントの結果とパブリックコメントの実施の際にも介護報酬の改定や国の動向などによって修正を行うことを加えていましたが、その変更点を中心に説明させていただきます。また、前回と同様に、資料配布の際に、事前の質問をお伺いしたい旨、お願いしておりましたが、質問はございませんでした。

最初に、パブリックコメントの実施結果でございますが、意見はございませんでしたので、パブリックコメントによる修正はございません。

続きまして、パブリックコメント以外の修正点を説明させていただきます。

最初に、18ページをお開きください。こちらは第1節「計画の基本方針」についてですが、今回の法改正により、高齢者の重度化防止、自立支援、また、給付費等の適正化に関して目標及びその取組を示すことが定められました。また、この点につきましては、国がその達成度等に対してインセンティブいわゆる報酬を付与するとしております。第3回の素案においては、基本方針のみを記載しておりましたが、今回、インセンティブの具体的な評価指標や評価方法は示されていないのですが、国からの情報を基に、保険者として、第7期に重度化防止・自立支援、また、給付費等の適正化については、より重点的に実施すべきと判断し、それぞれについて、19ページ左の上段のとおり、2つの重点目標を設定いたしました。

次に、25ページをお開きください。基本方針1「健康づくり・介護予防の推進」における施策としております「多様な健康づくりの推進」についてですが、左側上段、⑤成人歯科健康診査事業及び下段⑥後期高齢者医療歯科口腔健康診査を追加しました。

次に、38ページをお開きください。右側、基本方針4「介護保険制度の円滑な運営」についてですが、(1)の①「介護サービス体系」についてでございます。次ページ、39ページから50ページにかけて各サービスの推計を載せております。この推計につきましては、39ページ左側の推計手順にもあるように、被保険者数や認定者数、また各サービスの利用者数の推移を基

に推計し、第6期の実績を踏まえて推計しております。また、51ページをお開きください。左側上段には地域支援事業費の推計も記載しております。

次に、51ページ中段からですが、第7期における保険料設定としまして、所得段階設定の考え方を右側に渡り追加しております。第1号被保険者及び第2号被保険者の保険料負担割合の変更や、第7期における所得段階を12段階とした説明でございますが、こちらにつきましては、議案第2号の介護保険条例の改正において説明させていただきます。

次に、52ページをお開きください。左側上段、②「介護給付費準備基金の取り崩し」について記載しております。この基金の趣旨は、保険料の急激な上昇を抑えることを目的としております。平成29年度末の残高見込みは約2億2千万円で、今回の保険料設定に際して2億円取り崩すこととしております。

次に、③でございますが、低所得者支援と費用負担の公平についてでございます。アからカのとおり、介護保険施設入所者等への食費・居住費についての補足給付や自己負担額が一定額を超えた分を支給する高額介護サービス費について記載しております。

次に、右側をご覧ください。今回策定する第7期の保険料設定には直接影響はしませんが、平成37年の給付費及び地域支援事業費の推計を示してございます。この推計につきましても、第7期の延長線上としまして、本市における要介護認定者数や受給者数、また、第7期のサービスの推計値を勘案した推計でございます。

続きまして、55ページをお開きください。第4章「介護保険料の算定」についてでございます。この章につきましては、給付費や地域支援事業費の推計、また保険料設定の部分でございまして、第3回にお示した素案には掲載しておりませんでした。それでは、右側「介護保険料の算定手順」のフローチャートをご覧ください。介護保険料算定の手順でございますが、標準給付費見込額、これは介護サービスの給付のために必要な年間費用と地域支援事業にかかる費用でございます。この見込額に第7期における第1号被保険者の負担割合、23%をかけます。その金額に調整交付金、これは後期高齢者の人数格差や保険料負担能力の格差を調整する国の交付金であります、

これを足し、先ほど触れました、介護給付費準備基金から保険料の上昇を抑えるために充当する額を引き、保険料として確保することが必要な金額、保険料必要額を出します。そして、それを予定保険料収納率で割ると保険料賦課総額となります。いわゆるこの額を第1号被保険者の方に負担していただくこととなりますので、保険料賦課総額を第1号被保険者の負担能力に応じて補正した3年間の被保険者数48,398人で割り、更に12か月で割ることにより、保険料基準月額を算定します。

この算定式に基づくと、その結果として、68ページの左側、保険料基準額の推計に記載のとおり、第7期計画における介護保険料は、月額で5,700円となりました。第6期が5,300円ですので、400円の増額になります。また、右側には、基準保険料額5,700円、こちらは表の色が付いている部分の第5段階になりますが、これを基に、保険料の12段階毎の年間の保険料を示してございます。

最後に、62ページをお開きください。第5章「資料編」の修正及び追加を説明させていただきます。

第7期における施設等整備の見通しについてですが、表の左、項目の上から4つ目の「養護老人ホーム」についてです。第3回の素案では、平成30年度から平成32年度まで2施設、130床としておりましたが、現在、「天羽養護老人ホーム」についてですが、近年の老朽化等への経費の増加や定員80床のうち入居者が50人を割っている状況からも、平成33年度から民間事業者による運営へと移行することに決定しております。そのため、平成30年度から現在の床数80床を、予定する50床に変更することとなったため、変更してございますので、記載を2施設100床と修正しております。

また、63ページには、ご審議いただいております本会の皆様の名簿と計画策定までの経過を追加してございます。

以上で第3回からの修正点の説明となりますが、今後の予定といたしましては、本会の答申を得て、3月下旬に第7期富津市介護保険事業計画・富津市高齢者福祉計画を策定する予定で考えております。

以上で、議案第1号、「第7期富津市介護保険事業計画・富津市高齢者福祉計画（案）について」の説明とさせていただきます。ご審議の程、よろし

<p>渡辺会長</p>	<p>くお願い申し上げます。</p> <p>事務局の説明は終わりました。ご意見、ご質疑等ございますでしょうか。</p> <p>……委員から「異議なし」の声あり……</p>
<p>渡辺会長</p>	<p>それでは、ご質疑、ご意見もないようでございますので、本議案「第7期富津市介護保険事業計画・富津市高齢者福祉計画（案）について」は、承認することよろしいでしょうか。</p> <p>……委員から「異議なし」の声あり……</p>
<p>渡辺会長</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>それでは、議案第1号「第7期富津市介護保険事業計画・富津市高齢者福祉計画（案）について」は、承認することに決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第2号「富津市介護保険条例の一部改正（案）について」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
<p>大田主事</p>	<p>議案第2号「富津市介護保険条例の一部改正（案）について」ご説明申し上げます。</p> <p>議案綴りの66ページからをご覧ください。</p> <p>この条例改正で行おうとしていることは2つあり、1つ目が第7期事業計画期間の介護保険料を定めること、2つ目が過料に関する罰則規定の範囲を変更することでございます。</p> <p>議案綴りの67ページから70ページ中ほどまでにあります「第3条の改正」が1つ目の第7期事業計画期間の介護保険料を定めるための改正です。</p> <p>保険料の設定方法について、若干説明させていただきたいと思っております。恐れ入りますが、議案綴り61ページの左下の表をご覧ください。</p> <p>第7期事業計画期間においては、計画期間中の保険給付費と地域支援事業</p>

費の総額の23%を介護保険料で賄うこととされております。

AとBの合計額152億5,424万円、Dの35億847万8千円から、調整交付金の差額6,451万7千円及びGの介護保険給付費準備基金取崩額2億円を控除してIの保険料収納必要額32億4,396万1千円を求め、これをJの保険料収納率及びCの所得段階別加入割合補正後被保険者数で除して、Kの基準保険料年額として68,400円、Lの基準保険料月額5,700円を設定しております。

次に保険料の段階設定について説明させていただきます。恐れ入りますが、議案綴り66ページの『議案第2号』資料をご覧ください。ただ今、説明申し上げました基準保険料年額を基準に、この表の右から2列目の④の列のとおり、第7期事業計画期間中の所得段階ごとの区分の保険料率を乗じて各段階の保険料年額を決めようとするものでございます。

第7期については、この表の右から2列目の③の列のとおり、国の保険料段階の基準所得金額の改正に合わせ保険料段階を第6期計画期間の14段階から12段階へ見直し、第6期事業計画期間同様に国の標準9段階部分を更に細分化し、所得の低い方の保険料上昇の抑制を図ります。国の標準9段階よりも更に市民税課税層の所得段階を細分化し、所得の低い方の保険料上昇の抑制を図ります。具体的には、③、④の列のとおり、第1段階から第8段階までは国が示す所得段階、保険料率と同様ですが、第9段階の合計所得金額300万円以上の段階を細分化し、400万円以上、500万円以上、600万円以上の段階を設け、国の最高標準保険料率1.7よりも高い率とすることで基準年額保険料額の上昇を抑制することができ、低所得者の保険料軽減強化を高めることができます。改正案については、67ページから70ページまでとなります。

以上が介護保険料段階設定の説明とさせていただきます。

次に、議案綴りの66ページ中段(6)アの条文をご覧ください。先ほど申し上げた第3条改正のなかで、保険料の段階の判定に関する基準について、現行の所得指数である合計所得金額から、長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額を用いるものです。これは、介護保険制度においては、保険料段階の判定に所得を測る指票として合計所得金額を用いてい

	<p>ますが、土地を譲渡した場合に生じる売却収入等に対する税法上の特別控除が適用されていないため、被災地の防災集団移転促進事業や土地収用等で土地等を譲渡した場合に、譲渡した年の翌年の所得が急増し、保険料が高額になる場合があります。土地の売却には災害や土地収用等を含む本人の責めに帰さない理由による場合もあることから、そのような土地の売却収入を所得として取り扱わないこととするよう、介護保険法施行令が改正されたことによる変更となります。</p> <p>以上で介護保険料段階改正についての説明を終わります。</p> <p>続きまして、次の 70 ページの表の下段にあります「第 15 条」をご覧ください。</p> <p>これは、介護保険法の改正によって、被保険者の配偶者、世帯主、世帯員に関する所得照会等の質問権限の範囲が（65 歳以上の）第一号被保険者の配偶者、世帯主、世帯員から（40 歳から 64 歳までの方を含む）被保険者の配偶者、世帯主、世帯員へ変更されたため、それに対する過料に関する罰則規定の範囲を変更するものです。これは 65 歳未満の第 2 号被保険者のサービス利用が増加していることから、サービス利用に当たって配偶者や世帯員の所得を把握する必要性が増しているため、対象範囲を 40 歳から 64 歳までの方を含む第 2 号被保険者の家族等へ拡大しているものです。</p> <p>以上で、議案第 2 号「富津市介護保険条例の一部改正（案）について」の説明を終わります。よろしく申し上げます。</p>
渡辺会長	事務局の説明は終わりました。ご質疑、ご意見ございませんか。
小林委員	介護保険料の段階についてです。富津市の方が国より細分化されているのですが、徴収率等で効果はあるのでしょうか。なぜ国よりも細分化するのでしょうか。
大田主事	今回、富津市については国より高い段階を設定することで介護保険料の基準額を軽減することができます。仮に国どおりの 9 段階とした場合、5,729 円、およそ 30 円の軽減としております。この軽減により、低所得層の方の

<p>渡辺会長</p>	<p>金額も下がることとなります。実際、第6期の14段階の際にも、ここ5年間は保険料の徴収率は増加しております。</p> <p>……委員から「なし」の声……</p> <p>それでは、ご質疑、ご意見もないようでございますので、議案第2号「富津市介護保険条例の一部改正（案）について」は、承認することに異議ございませんか。</p> <p>……委員から「異議なし」の声……</p>
<p>渡辺会長</p>	<p>異議なしと認めます。それでは、議案第2号「富津市介護保険条例の一部改正（案）について」は、承認することに決定いたします。</p> <p>それではここで、コンサルタント会社の方はご退席ください。</p> <p>続きまして、議案第3号「富津市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（案）について」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
<p>真板主事</p>	<p>議案第3号、「富津市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（案）について」ご説明申し上げます。</p> <p>資料の71ページをご覧ください。</p> <p>本議案は、平成26年の介護保険法の改正及び平成30年の国の基準省令の改正があったことから、指定居宅介護支援事業所が遵守すべき基準を、平成30年3月31日までに市町村が条例で定める必要が生じました。なお、今年度の国の基準の改正については「医療と介護の連携の強化」など6項目あり、①から⑥として記載してございます。</p> <p>資料の72ページをお開きください。</p> <p>3番制定にあたっての考え方にありますとおり、基準の制定に当たっては、市町村独自の地域性に応じて独自の基準を定めることができるものもございしますが、富津市では、国の基準を上回る又は異なる内容を定める特別な</p>

	<p>事情、地域性が認められず、独自の基準を設けないことから、基準の具体的な内容は規則で定めることを条例で規定しようとするものです。</p> <p>基準の規定形式につきましては、市の独自基準を設けないことから、具体的内容は条例施行規則で定めることを条例で規定し、規則で具体的に規定します。</p> <p>4の②に規則の概要を示してあります。</p> <p>表のつくりですが、左から、国の基準・基準の種類・市が定める基準の構成を記載しております。</p> <p>市で条例を制定する際の参酌すべき基準があり、本来であれば、意見募集に附するところではございますが、省令の公布日から施行日までの期間が短く、意見募集の実施が困難であることから、本運営協議会にご審議をお願いするものでございます。</p> <p>なお、この条例は、本運営協議会からの答申を得た後、3月議会定例会に上程する予定であります。</p> <p>以上で、議案第3号、「富津市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（案）について」の説明を終わります。よろしくお願ひします。</p>
渡辺会長	<p>事務局の説明は終わりました。ご質疑、ご意見ございませんか。</p>
渡辺会長	<p>……委員から「なし」の声……</p>
渡辺会長	<p>それでは、ご質疑、ご意見もないようでございますので、議案第3号「富津市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（案）について」は、承認することに異議ございませんか。</p>
渡辺会長	<p>……委員から「異議なし」の声……</p>
渡辺会長	<p>異議なしと認めます。それでは、議案第3号「富津市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（案）について」は、承</p>

<p>真板主事</p>	<p>認することに決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第4号「富津市指定介護予防支援の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正（案）について」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p> <p>議案第4号、「富津市指定介護予防支援の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正（案）について」ご説明申し上げます。</p> <p>資料の73ページをご覧ください。</p> <p>本議案の「富津市指定介護予防支援の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例施行規則」は、平成26年の介護保険法の改正により、それまで国が定めていた「要支援1及び要支援2と認定された要支援認定者」に対するケアマネジメントいわゆる【介護予防支援】の基準を市町村が定めることとされたため、平成27年4月に制定したものです。</p> <p>富津市では、先ほどの議案第3号と同様、国の基準を超えて独自基準を設ける部分については条例で、それ以外、つまり国基準と同様の部分については、具体的内容を規則で定めることとしました。</p> <p>このたび、平成30年の国の基準省令の改正があったことから、本市における基準であります「富津市指定介護予防支援の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正（案）について」、本協議会にお諮りするものです。</p> <p>一部改正の主な内容ですが、「医療と介護の連携の強化」や「公正中立なケアマネジメントの確保」、「障害福祉制度の相談支援専門員との密接な連携」の3点です。</p> <p>この規則改正の要因である厚生労働省令の改正により、条例で定めている独自基準の部分には改正の必要が無く、また、新たに独自基準を設ける必要はないと判断しております。</p> <p>以上で議案第4号「富津市指定介護予防支援の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正（案）について」の説明を終わります。よろしく申し上げます。</p>
-------------	---

渡辺会長	<p>事務局の説明は終わりました。ご質疑、ご意見ございますでしょうか。</p> <p>……委員から「なし」の声……</p>
渡辺会長	<p>それでは、ご質疑、ご意見もないようでございますので、議案第4号「富津市指定介護予防支援の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正（案）について」は、承認することにご異議ございませんか。</p> <p>……委員から「異議なし」の声……</p>
渡辺会長	<p>異議なしと認めます。それでは、議案第4号「富津市指定介護予防支援の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正（案）について」は、承認することに決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第5号「富津市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正（案）について」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
真板主事	<p>議案第5号、「富津市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正（案）について」ご説明申し上げます。</p> <p>本議案は、第2次地方分権一括法により介護保険法が改正され、それまで国が定めていた「要介護1から要介護5までと認定された要介護認定者」に対する【地域密着型サービス事業】の基準を市町村が定めることとされたため平成25年4月に制定したものです。</p> <p>富津市では、先ほどの議案第3号、4号と同様、国の基準を超えて独自基準を設ける部分については条例で、それ以外、つまり国基準と同様の部分については、具体的内容を規則で定めることとしました。</p>

	<p>このたび、平成 30 年の国の基準省令の改正があり、介護保険法第 78 条の 4 において指定地域密着型サービスの基準を定める際には「被保険者その他の関係者の意見を反映するために必要な措置を講ずるよう努めること。」とされており、本市における基準であります「富津市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正（案）について」として本協議会にお諮りするものです。</p> <p>一部改正の主な内容ですが、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護や夜間対応型訪問介護におけるオペレーターの基準の見直し」や障害福祉制度における生活介護等の指定を受けた事業所に対する地域密着型通所介護の指定の緩和となる「共生型地域密着型通所介護」の新設などがございます。</p> <p>この規則改正の要因である厚生労働省令の改正により、条例で定めている独自基準の部分には改正の必要が無く、また、新たに独自基準を設ける必要はないと判断しております。</p> <p>以上で議案第 5 号「富津市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正（案）についての説明を終わります。よろしくお願ひします。</p>
渡辺会長	<p>事務局の説明は終わりました。ご質疑、ご意見ございますでしょうか。</p> <p>……委員から「なし」の声……</p>
渡辺会長	<p>それでは、ご質疑、ご意見もないようでございますので、議案第 4 号「富津市指定介護予防支援の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正（案）について」は、承認することにご異議ございませんか。</p> <p>……委員から「異議なし」の声……</p>
渡辺会長	<p>異議なしと認めます。それでは、議案第 5 号「富津市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一</p>

<p>真板主事</p>	<p>部改正（案）について」は、承認することに決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第6号「富津市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正（案）について」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p> <p>議案第6号、「富津市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正（案）について」ご説明申し上げます。</p> <p>資料の77ページをご覧ください。</p> <p>本議案は、第2次地方分権一括法により介護保険法が改正され、それまで国が定めていた「要支援1及び要支援2と認定された要支援認定者」に対する【地域密着型介護予防サービス事業】の基準を市町村が定めることとされたため平成25年4月に制定したものです。</p> <p>富津市では、先ほどまでの3議案と同様、国の基準を超えて独自基準を設ける部分については条例で、それ以外、つまり国基準と同様の部分については、具体的内容を規則で定めることとしております。</p> <p>このたび、平成30年の国の基準省令の改正があり、介護保険法第115条の14において、指定地域密着型介護予防サービスの基準を定める際には「被保険者その他の関係者の意見を反映するために必要な措置を講ずるよう努めること。」とされておりますことから、本市における基準であります「富津市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正（案）について」として本協議会にお諮りするものです。</p> <p>一部改正の主な内容ですが、「認知症対応型共同生活介護いわゆるグループホームにおける身体的拘束等の更なる適正化」や「共用型認知症対応型通所介護の利用定員の見直し」などです。</p> <p>この規則改正の要因である厚生労働省令の改正により、条例で定めている独自基準の部分には改正の必要が無く、また、新たに独自基準を設ける必要はないと判断しております。</p>
-------------	---

<p>渡辺会長</p>	<p>以上で議案第6号「富津市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正（案）について」の説明を終わります。よろしくお願ひします。</p> <p>事務局の説明は終わりました。ご質疑、ご意見ございませんか。</p> <p>……委員から「なし」の声……</p>
<p>渡辺会長</p>	<p>それでは、ご質疑、ご意見もないようでございますので、議案第6号「富津市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正（案）について」は、承認することにご異議ございませんか。</p> <p>……委員から「異議なし」の声……</p>
<p>渡辺会長</p>	<p>異議なしと認めます。それでは、議案第6号「富津市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正（案）について」は、承認することに決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第7号「指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定更新について」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
<p>真板主事</p>	<p>議案第7号「指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定更新について」ご説明申し上げます。</p> <p>本議案の地域密着型サービス事業所及び地域密着型介護予防サービス事業所の指定は、市町村長が行うことと、介護保険法第78条の2及び第115条の12に規定されており、その際に「被保険者その他の関係者の意見を反映するために必要な措置を講ずるよう努めること。」とされておりますことから、本運営協議会に、ご審議をお願いするものです。</p> <p>資料の78ページをご覧ください。</p>

	<p>この度【社会福祉法人 南山会】理事長 藤野 玲子 より、富津市介護保険法に基づく事業所の指定等に関する規則第3条の3に規定されている、指定事業所指定更新申請書の提出がありました。</p> <p>具体的には、指定認知症共同生活介護事業所である、【グループホーム憩いの里富津】、富津市青木の富津市富津地区地域包括支援センター付近に所在しております事業所ですが、こちらの指定の有効期間が平成30年3月31日をもって満了となることから、平成30年4月1日からの指定更新を受けようとするものです。</p> <p>資料の79ページ・80ページに事業所の指定の際の審査項目を一覧にした表を掲載しております。</p> <p>右端のチェック欄が、2列に分かれておりますが、その左側にチェック項目に対する答えを記入してあり、右側の横棒は、チェック項目に記載した内容そのものが指定基準でない場合、又はチェック項目自体が本件に該当しない場合を表し、○は指定基準に適合していることを表しています。</p> <p>提出された書類の確認と、介護福祉課職員による事業所の現地確認を実施したところ、事業所が遵守すべき基準に適合していることから、指定についてご審議をお願いするものでございます。</p> <p>以上で、議案第7号「指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定更新について」の説明を終わります。</p>
渡辺会長	<p>事務局の説明は終わりました。ご質疑、ご意見ございませんか。</p> <p>……委員から「なし」の声……</p>
渡辺会長	<p>それでは、ご質疑、ご意見もないようでございますので、議案第7号「指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定更新について」の本運営協議会の意見といたしまして、「指定することが適当である」との答申で、いかがでしょうか。</p> <p>……委員から「異議なし」の声……</p>

<p>渡辺会長</p>	<p>異議なしと認めます。それでは、議案第7号「指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定更新について」は、「指定することが適当である」との答申とします。</p> <p>続きまして、議案第8号「区域外に所在する指定地域密着型サービス事業所の指定更新の事後承認について」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
<p>真板主事</p>	<p>議案第8号「区域外に所在する指定地域密着型サービス事業所の指定更新の事後承認について」ご説明申し上げます。</p> <p>本議案の区域外に所在する指定地域密着型サービス事業所の指定更新については、当該事業所が所在する市町村の同意が必要であることから、本運営協議会において、事後承認とさせていただき事を承認いただいております。</p> <p>資料の81ページをご覧ください。</p> <p>この度【有限会社あまくさ】取締役 遠藤 太一より、富津市介護保険法に基づく事業所の指定等に関する規則第3条の3に規定されている、指定事業所指定更新申請書の提出がありました。</p> <p>具体的には、木更津市に所在する、指定地域密着型通所介護事業所【太陽デイサービス燦燦】に係る指定の有効期間が平成29年11月30日をもって満了となったことから、平成29年12月1日からの指定更新を受けようとしたものです。</p> <p>資料82ページをご覧ください。</p> <p>木更津市より、介護保険法第78条の2第4項の規定に基づく指定の同意を頂きましたので、資料右側のとおり、指定更新について決定し、同法第78条の11の規定により公示したところです。</p> <p>なお、本指定につきましても、資料の83ページ・84ページに、事業所の指定を行う際の審査項目の一覧を添付してございますが、書類の確認により、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準に規定する、事業所が遵守すべき基準に全て適合していることを確認したうえで</p>

<p>渡辺会長</p>	<p>決定しております。</p> <p>以上で、議案第8号「区域外に所在する指定地域密着型サービス事業所の指定更新の事後承認について」の説明を終わります。</p> <p>よろしく願いいたします。</p> <p>事務局の説明は終わりました。ご質疑、ご意見ございませんか。</p> <p>……委員から「なし」の声……</p>
<p>渡辺会長</p>	<p>こちらは書類の確認のみでしょうか。</p>
<p>真板主事</p>	<p>区域外にございますので、書類の確認のみとしております。</p>
<p>渡辺会長</p>	<p>それでは、他にご質疑、ご意見もないようでございますので、議案第8号「区域外に所在する指定地域密着型サービス事業所の指定更新の事後承認について」は、承認することにご異議ございませんか。</p> <p>……委員から「異議なし」の声……</p>
<p>渡辺会長</p>	<p>異議なしと認めます。それでは、議案第8号「区域外に所在する指定地域密着型サービス事業所の指定更新の事後承認について」は、承認することに決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第9号「平成30年度富津市地域密着型サービス事業者の公募について」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
<p>真板主事</p>	<p>議案第9号、「平成30年度富津市地域密着型サービス事業者の公募について」ご説明申し上げます。</p> <p>資料の85ページをご覧ください。</p> <p>本議案は、第7期介護保険事業計画期間中に整備する地域密着型サービス</p>

	<p>の整備のため、計画する事業者（法人）を公募により募集しようとするものです。</p> <p>事業者の選定に当たっては、計画的に整備を行う観点から、またサービスの質、継続性の確保及び公正かつ公平性を確保する観点から、公募によるものとします</p> <p>なお、平成 30 年度中に整備を行い、サービスを開始するための指定予定事業者を選定するものであって、本公募により選定された事業者が必ず指定されることを確約するものではありません。</p> <p>次に公募する地域密着型サービスについて申し上げます。</p> <p>公募する地域密着型サービスは、下段 2 の表に記載のとおりで、定期巡回・随時対応型訪問介護看護を 1 事業所、天羽地区に整備します。</p> <p>次に公募のスケジュールですが、右側のページ、3 公募スケジュールをご覧ください。</p> <p>公募説明会を平成 30 年 3 月 12 日に開催、  応募申込書の受付は平成 30 年 3 月 13 日～4 月 13 日  審査・選定（プロポーザル）は、平成 30 年 5 月中旬、  介護保険運営協議会開催は、平成 30 年 5 月下旬を予定、  整備事業者決定を平成 30 年 6 月上旬  施設整備及びサービス開始を平成 30 年度中に行う予定です。</p> <p>なお、現時点での募集要項（案）を資料 86 ページ、87 ページに掲載しております。</p> <p>以上で、議案第 9 号、「平成 30 年度富津市地域密着型サービス事業者の公募について」の説明を終わります。よろしくお願ひします。</p> <p>事務局の説明は終わりました。ご質疑、ご意見ございませんか。</p> <p>……委員から「なし」の声……</p> <p>それでは、ご質疑、ご意見もないようでございますので、議案第 9 号「平成 30 年度富津市地域密着型サービス事業者の公募について」は、承認する</p>
渡辺会長	
渡辺会長	

渡辺会長	<p>ことにご異議ございませんか。</p> <p>……委員から「異議なし」の声……</p> <p>異議なしと認めます。それでは、議案第9号「平成30年度富津市地域密着型サービス事業者の公募について」は、承認することに決定いたします。</p> <p>以上で、本日の審議は終了しました。</p> <p>諮問事項である議案第1号から議案第7号までの答申の文面については、私に一任いただくということでご了承いただけますでしょうか。</p> <p>……委員から「異議なし」の声……</p>
渡辺会長	<p>異議なしと認めますので、そのように取り扱わせていただきます。</p> <p>続きまして、次第5の報告に移ります。報告第1号「介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定について」事務局の説明を求めます。</p>
真板主事	<p>報告第1号「介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定について」ご説明申し上げます。</p> <p>資料の88ページをご覧ください。</p> <p>前回、第3回の本協議会で報告事項とさせていただき旨ご承認いただきました、介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定について指定がありましたので、報告を行うものです。</p> <p>本案件の事業者である【富津シニアガーデンデイサービス】は、書類の確認を行い、人員、設備及び運営に関する基準に規定する、事業所が遵守すべき基準に適合していることを確認したうえで、平成30年1月1日付けの指定を決定しております。</p> <p>以上で、報告第1号「介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定について」の報告を終わります。</p>
渡辺会長	<p>事務局の説明は終わりました。ご質疑、ご意見ございませんか。</p>

<p>渡辺会長</p>	<p>……委員から「なし」の声あり……</p> <p>それでは、ご質疑、ご意見もないようでございますので、報告第1号「介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定について」の報告を終了いたします。</p> <p>次に、次第6 その他に入ります。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
<p>飛澤社会福祉主事</p>	<p>資料 89 ページ「富津市生活支援体制整備事業について」をご覧ください。</p> <p>こちらは、本事業の概要をまとめたものです。</p> <p>「1 目的について」のとおり、この事業は、地域支援事業の中の「包括的支援事業」のひとつとして介護保険法第115条の45に位置づけられ、地域における支え合いの体制づくりを推進することを目的に、生活支援コーディネーターと協議体を設置するよう、規定されております。</p> <p>生活支援コーディネーターの職務は、4（1）アのとおりですが、生活支援コーディネーターとは、自治会等へ出向いて地域の困りごとを聞き取り、それを解決するために地域でできることを探し、地域で活動している団体等で構成された協議体の中で話し合っていきます。たとえば、要介護認定を受けておらず、日中の居場所や通いの場がないという声があったとします。それを協議体の中で議題に挙げ、この地域で元気な高齢者に声をかけて、市が進めている『富津市いきいき百歳体操』を始めたらどうか、などと意見を出し合っていきます。そうした協議を繰り返して支え合い活動を広め、地域づくりをしていきます。</p> <p>住民の支え合い活動は、地域に暮している方々それぞれの思いに基づいたものであり、行政の命令により実施する活動では住民の方々が「やらされ感」を感じてしまい、地域づくりができません。住民の方々の目指す地域像の実現に向けて、住民の側に立ち、支え合いの創出とネットワークの仕組みづくりを強力に進めていくために、この制度が誕生しました。</p> <p>今年度は、市が地域の資源の状況を可視化するための活動として、商工会</p>

	<p>等のお力を借りながら、宅配しているお店などを一覧にした地域の資源リストを取りまとめております。4月以降、地域で活動されている様々な団体・個人の方々のお力を借りながら、市全体を圏域とした第1層、富津・大佐和・天羽地区を圏域とした第2層に生活支援コーディネーターと協議体を設置していきたいと考えております。今月28日には、そのための準備会として、さわやか福祉財団の方を講師に招き、地域包括支援センターや社会福祉協議会等を対象に生活支援コーディネーターと協議体の役割や事業の進め方をテーマとして、勉強会を開催いたします。</p> <p>今後、事業の活動報告をするとともに、事業に対するご意見を頂戴したいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。</p>
渡辺会長	事務局の説明は終わりましたが、ご質疑等ございますでしょうか。
	……委員から「なし」の声あり……
渡辺会長	<p>それでは、以上をもちまして、平成29年度第4回富津市介護保険運営協議会を終了いたします。</p> <p>長時間にわたり、大変お疲れ様でした。</p> <p>閉会（16：10）</p>